

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比 3% の削減を図るほか、業務経費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比 1% の削減を行う。

また、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中、5% 以上の削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

1 運営の効率化

(1) 業務運営の改善

トップマネジメントの下、迅速かつ的確に業務の改善等を行える体制を整備すること及び業務の効率化のため、以下のことを実施する。

ア 委員会等の会議運営の改善

イ 教育研究業務とその支援業務の実施方法の点検と見直し

(2) 事務事業評価

事務事業の評価に当たって、以下のことを実施する。

ア 独立行政法人評価委員会の評価に先立ち外部の者を加えた評価を実施し、評価結果を公表するとともに、評価結果を業務運営及び中期計画の進行管理に適切に反映

イ 評価の効率化・高度化のための評価システムの改善

2 業務の効率化

(1) 教育研究業務の効率化

ア 自己点検

教育研究活動に関する第 2 期自己点検の結果を具体的な業務改善等に活用する。特に、水産施策の課題に適切に対応した教育・研究業務の重点化等を図るため、各学科を 2 講座へ再編する。

イ 教育職員に対する研修等

教育職員の資質の向上と教育研究の活性化を図るため、以下のことを実施する。

(ア) 国内留学、研修等への若手を中心とした教育職員の派遣

(イ) 国、独立行政法人、民間研究機関等との人事交流

ウ 教育職員の業績評価

教育職員の勤務実績を適正に評価し、評価結果を大学校の管理運営等に適切に反映させる。

なお、評価に当たっては、各分野の特徴に留意しつつ、教育研究実績とともに、水産業及び地域社会への貢献、大学校運営への貢献、若手教育職員育成等の実績を勘案することとする。また、新たな評価制度を導入する。

(2) 教育研究支援業務の効率化

ア 職員の研修

業務の高度化及び効率化を図るため、以下のことを実施する。

(ア) 各種機関が開催する新規採用研修、行政研修等への事務職員の派遣

(イ) 海事に関する研修等への海事教育職員の派遣

(ウ) 専門的知識・技能習得のための研修、講習等への職員の派遣

イ 職員の評価

教育研究支援職員の勤務実績を適正に評価する。

また、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、新たな評価制度を導入する。

ウ 管理事務業務の効率化・高度化

総務部門等の関連業務の効率化を図るため、以下のことを実施する。

(ア) 事務処理の迅速化・簡素化及び文書資料の電子媒体化

(イ) 業務のネットワーク化進展に伴うセキュリティ対策

(ウ) 関係する他機関等との連絡調整等の強化

(エ) 適正かつ効果的な練習船の運用及び実学教育の効果的な実施等を図るための実習教育センターの新設

エ 支援業務の効率化

教育研究の支援の効率化のため、建物、光熱水供給システムの保守管理の外部委託等を実施する。

オ 施設、船舶、設備等

教育研究の高度化、効率化に対応するため、以下を行う。

(ア) 施設、設備等の整備改修等の計画的実施

(イ) 業務実施上の必要性和老朽化等に伴う船舶の整備改修等

(ウ) 大学校の任務・役割にふさわしい練習船の体制の検討及び実習生定員に対する乗船実績、教育内容の重点化等を踏まえた適正かつ効率的な練習船の運用

(エ) 練習船の教育研究への積極的活用

(オ) 水産施策を推進する上で必要とする船舶を有する独立行政法人水産総合研究センター及び水産庁との連携の検討

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる

べき措置

1 水産に関する学理及び技術の教育

(1) 本科

本科では、水産全般に関する基本的な知識の上に各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。

ア 低学年での動機付け教育から高度の専門教育までを体系的に実施する。

また、水産に関する学理及び技術を総合的に教育するため、以下を実施する。

(ア) 各学科での高度の専門教育

(イ) 他学科関連科目の円滑な履修の促進

(ウ) 水産流通等に関する教育の充実強化

イ 乗船実習等の実地体験型教育を充実するため、以下を実施する。

(ア) 実習等の実地体験教育を通じ、海や水産物、魚食に慣れ親しむための導入教育を強化

(イ) 練習船、実験実習場での実習、情報化時代に対応した実習、現地調査等の体験型実習を実施

(ウ) 練習船耕洋丸及び天鷹丸による公海域等での漁業実習、水産資源調査・海洋調査、国際共同調査等を実施

ウ 水産行政、水産業及び消費者のニーズ等最新の動向を的確に反映した教育を強化するため、以下を実施する。

(ア) 水産行政機関、独立行政法人水産総合研究センター等の試験研究・調査・技術開発機関、水産団体・企業等の幹部・担当責任者等による講義等の体系的実施（水産学概論、水産特論、特別講義等）

(イ) 行政機関、企業等におけるインターンシップの実施

(ウ) 水産行政、水産業及び消費者のニーズに対応する教育（資源管理、漁業取締、食の安全・安心、沿岸環境等）

エ 教養教育及び専門基礎教育を効果的・効率的に実施する。

特に、教養教育（共通教育科目）におけるリメディアル教育、専門基礎教育における補習授業等の充実を図る。また、実用英語教育を充実する。

オ 大学校の独自性や育成すべき人材像等を意識した効果的・効率的な科目編成と適切なシラバスの作成を行う。

カ 教育の質的向上を図るため、以下を実施する。

(ア) 最新の研究・技術開発情報の教育への導入

(イ) 演習、チュートリアル教育等問題解決型の教育手法の積極的導入・実施

(ウ) 教育職員が授業内容・方法を改善するための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント（FD））を実施する（学内への授業公開、学生による授業評価等）。さらに、支援部門の業務の質の向上を目的とする取組（スタッフ・ディベロ

ップメント（SD））を行う（学生による、サービスの評価等）。

（エ）学生の教育環境の改善

（オ）JABEE（日本技術者教育認定機構）教育に関する取り組みを強化する。

キ 意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図るため、学生の応募状況、入学後の教育の実施状況等の評価を行うとともに、それを踏まえ、推薦入試・一般入試制度の点検等を行う。

ク 学生の修学指導として、クラス担当による指導、修学状況の父母等への開示等を行う。

また、研究科生によるティーチング・アシスタントを活用する。

（２）専攻科

水産業を担う船舶運航技術、漁業生産管理技術、船用機関技術、水産機械関連技術等を兼ね備えた、水産系の海技士として活躍できる人材を育成するため、以下を実施する。

ア 船舶運航及び船用機関に関する精深な専門知識と高度の専門技術についての教育を行う。この場合、ほぼすべての学生が三級海技士試験等に合格するよう努めるとともに、二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す。

イ 取締関連法規、実用外国語等の漁業取締教育の充実を図る。

ウ 本科関連学科への入学段階より、必要な教育及び学生の指導を行う。また、本科推薦入試制度等の点検を行い、必要に応じ改善を図る。

エ 中期目標期間における定員充足状況、他の大学の特設専攻科における定員充足状況等水産業における海技免許取得ニーズの動向及び大学等他の機関との役割分担等について情報の収集・整備及び検討を行う。

（３）水産学研究科

高度な技術指導や企画・開発業務、特に、現場の問題解決、水産施策、研究等の企画、遂行、取りまとめ等に係る高度な能力を修得させるため、以下を行う。

ア 水産経営分野の新設等、専門分野や担当教員の充実による教育研究態勢の整備

イ 研究論文発表会における発表方法等の改善、学会誌等への修士論文発表の推進

ウ 研究科生によるリサーチアシスタントの活用

エ 独立行政法人水産総合研究センター等との連携の検討

オ FDの実施、シラバスの整備

2 水産に関する学理及び技術の研究

（１）教育対応研究

水産に関する学理及び技術の教育に資するよう、以下の研究を実施する。

ア 水産流通経営に関する研究（水産流通経営学科）

（ア）水産学を学ぶための基礎教育に関する研究

（イ）水産経営管理に関する研究

（ウ）水産流通情報システムに関する研究

イ 海洋生産管理に関する研究（海洋生産管理学科）

（ア）水産資源の持続的生産と利用に関する研究

（イ）漁船の安全運航管理に関する研究

（ウ）水産資源変動および海況変動に関する研究

ウ 海洋機械工学に関する研究（海洋機械工学科）

（ア）船用機械システムに関する研究

（イ）海洋環境の保全とエネルギーの有効利用に関する研究

（ウ）海洋機械システムに関する研究

エ 食品科学に関する研究（食品科学科）

（ア）水産食品の安全に関する研究

（イ）水産物の機能性解明とその応用に関する研究

（ウ）水産資源の加工利用に関する研究

オ 生物生産に関する研究（生物生産学科）

（ア）資源生物の生理、生態および生育特性に関する研究

（イ）資源生物の育成環境に関する研究

（ウ）水産増養殖技術の高度化に関する研究

カ 水産に関する研究（水産学研究科）

（ア）水産技術管理に関する研究

（イ）水産資源管理利用に関する研究

（２）行政・産業対応研究活動

教育への反映とともに、行政・産業への貢献につながる以下の分野の研究活動を推進する。

ア 水産物の流通及び水産業の経営管理の高度化並びに水産政策の分析（水産流通経営学科）

イ 水産資源の調査・解析方法と評価（海洋生産管理学科）

ウ 環境との調和や省人・省力に着目した水産機械システム（海洋機械工学科）

エ 水産食品の安全管理、機能性と有効利用（食品科学科）

オ 増養殖技術の高度化と沿岸環境・生態系の保全（生物生産学科）

カ 下関を中心とするフグ産業の高度化（学内共通）

（３）共同研究等の推進

大学校の教育研究活動充実のため、企画調整を図りつつ、以下を実施する。

ア 国、地方公共団体、水産団体、民間企業等の公募又は依頼に基づく調査、研究等を30件以上実施する。

イ 国、地方公共団体、水産団体、大学、民間企業等との共同研究、特に、水産庁、農林水産技術会議等が実施する調査研究に積極的に参加する。

（４）研究活動充実のための措置

研究のインセンティブ向上等を通じ、研究活動の充実を図るため、以下を実施する。

- ア 学内競争資金等による研究予算の重点配分
- イ 行政機関、水産関係団体及び民間企業等との産学公連携のための情報収集や交流
- ウ 企業等からの依頼（技術相談・指導、調査・分析等）への対応強化
- エ ポスドク等の外部研究員の受入環境等の整備

3 就職対策の充実

大学校全体での取組と科レベルの取組との有機的連携により就職対策の一層効果的な推進を図る。

- (1) 水産に関連する分野への就職率が就職内定者ベースで75%以上となるよう就職対策を強化
- (2) 大学校全体の就職対策方針の明確化と教職員への徹底
- (3) 就職支援室の有効活用
- (4) 以下の就職支援策を実施する。
 - ア 動機付けのための教育・指導の効果的实施
 - イ 水産関連企業等の情報の収集とデータベースの活用、教員間の情報共有化、学生への効果的な情報提供
 - ウ 企業への情報発信（教職員による企業訪問活動等）
 - エ 就職手引き書の作成と学生への就職指導
 - オ 全校的な公務員受験対策の取り組みの充実
 - カ 就職指導担当教員の複数配置
 - キ インターンシップ等の学生の企業研修活動への支援
 - ク 同窓会、後援会との連携

4 教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等

- (1) 行政との連携
 - 行政機関との密接な連携を図り、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応する教育研究成果の活用等を通じて行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力する。
- (2) 業務の成果の公表・普及
 - ア 大学校の研究業績の公表を目的として、「水産大学校研究報告」を発行するとともにその充実を検討する。
 - イ 研究業績は、水産大学校研究報告、国内外の学会誌掲載論文等として70件以上公表する。その際、ファーストオーサーでの論文発表やインパクトの高い媒体への発表に努める。また、専門書、啓発書、専門誌等への寄稿、講演会、セミナーへの講師派遣等を行う。
 - ウ 研究成果情報の発信及びホームページに掲載している各教員の研究情報データベースの充実を図る。
 - エ ホームページの充実等により、教育研究活動等の広報活動を強化する。

オ 研究成果のうち、特許等の知的財産権となり得るものについては、大学校の公益的使命と費用対効果を勘案しつつ積極的に出願するとともに、その利活用に努める。

(3) 研修

水産に関する人材の育成と技術向上のため、下記の研修を実施する。

ア 漁業者、水産関係に従事する公務員等の水産関係者への教育研修

イ 資源管理、水産養殖等の分野での外国人研修生の受入や本校教員による海外技術協力

(4) 公開講座等の開催

資源管理の推進、つくり育てる漁業の振興、安全な水産食料の供給など水産施策に関する啓発とともに水産や海についての理解の促進を図るため、広く国民一般を対象とした以下の活動を実施する。

ア 公開講座

イ 地方自治体、高等学校等への出張講座（オープンラボ等）

(5) その他活動の推進

ア 国内外の大学・試験研究機関と交流を行う。

(ア) 釜慶大学校（韓国）等との学術交流

(イ) 国内の大学が実施する国際学術交流への参加

イ 図書館開放等により、水産関係者や一般の者による図書利用の促進を図る。

ウ 大学校自身の教育研究活動に資するよう、以下の社会的貢献活動を行う。

(ア) 教育職員の行政機関、団体の審議会、委員会等への派遣、練習船による貢献活動

(イ) 学協会活動への指導・協力

5 学生生活支援等

(1) 学生のインセンティブの向上

学生のインセンティブ向上のため、以下のことを実施する。

ア 学業優秀者や課外活動等で本校の社会的評価を高めたグループ等を対象とする学校表彰制度を活用する。

イ 学業優秀者等を対象とする授業料免除制度を活用する。

ウ 経済的理由により学業の継続が困難な成績優秀者について、授業料免除制度を適用し、支援する。

(2) 学生生活支援

学生の生活環境改善、健康増進等を図るため、以下のことを実施する。

ア クラス担当教員制度による生活相談

イ 看護師・学校校医による健康相談

ウ メンタルヘルス対策の充実

エ 学生寮のコミュニケーション促進等の生活指導

オ 住居、アルバイト等の斡旋

(3) 課外活動支援

課外活動支援のため、以下を行う。

- ア 体育施設の整備、維持管理等
- イ 適切なクラブ活動の指導、大学校の特徴が出せるクラブの育成・強化
- ウ その他、課外活動に必要な支援

(4) 産業界・地域との連携

教育研究、就職対策等のより効果的・効率的な実施のため、企業、地方公共団体等の活動に積極的に協力する等により連携を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 平成22年度予算実施計画

（単位：千円）

区 別	金 額
収 入	
前年度よりの繰越金	1 8 7 , 5 4 4
運営費交付金	1 , 8 6 6 , 3 4 2
施設整備費補助金	2 4 0 , 8 2 1
船舶建造費補助金	0
受託収入	5 8 , 0 4 0
諸 収 入	5 3 5 , 8 4 9
授業料収入	4 4 8 , 0 3 6
その他収入	8 7 , 8 1 3
計	2 , 8 8 8 , 5 9 6
支 出	
業務経費	5 7 4 , 9 4 9
教育研究業務費	1 7 9 , 4 8 8
練習船業務費	3 2 9 , 8 6 0
学生部業務費	4 0 , 4 3 8
企画情報部業務費	2 5 , 1 6 3
施設整備費	2 4 0 , 8 2 1
船舶建造費	0
受託経費	5 8 , 0 4 0
一般管理費	2 1 3 , 5 5 6
人 件 費	1 , 8 0 1 , 2 3 0
計	2 , 8 8 8 , 5 9 6

2 平成22年度収支計画

(単位：千円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	2,702,912
教育研究業務費	170,123
練習船業務費	319,473
学生部業務費	31,429
企画情報部業務費	25,163
受託業務費	58,040
一般管理費	197,985
人件費	1,801,230
減価償却費	99,469
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	2,702,912
運営費交付金収益	2,009,554
授業料等収入	535,849
受託収入	58,040
寄附金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	97,844
資産見返物品受贈額戻入	1,625
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

3 平成22年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	2,888,596
業務活動による支出	2,603,443
投資活動による支出	285,153
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	2,888,596
業務活動による収入	2,460,231
運営費交付金による収入	1,866,342
受託による収入	58,040
授業料による収入	448,036
その他の収入	87,813
投資活動による収入	240,821
施設整備費補助金による収入	240,821
船舶建造費補助金による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	187,544

短期借入金の限度額

運営費交付金の受入が遅れた場合等に対応するため、短期借入金の限度額を3億円(平成22年度人件費の2か月分相当額)とする。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・船舶・設備等の整備

多目的学生教育棟の第1年度分の建築工事を行う。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 方針

中期・年度計画及び中期・年度事業報告書の作成、情報の公開等の事務に加え、少子化を巡る高等教育の定員充足と学生多様化の問題への対応、学生の就職支援など充実強化すべき事務等への要員配置が必要になるが、事務等を簡素化・効率化するとと

もに役員の事務取扱い及び教育職員の併任体制により対処し、常勤職員の人員増を抑制することとする。

イ 人員に係る指標

大学校の教育において制度的に不可欠な次の職員を確保する。

(ア) 学位授与のため、大学設置基準に基づく必要な教育職員

(イ) 海技資格の取得のための教育に必要な教育職員

(ウ) 船舶に必要な法定定員

(2) 人材の確保

人材の確保のため、以下を実施する。

ア 教育職員の採用は公募又は計画的人事交流を基本に選考によるものとし、その選考はあらかじめ大学校が定める教育職員選考基準によるものとする。

イ 職員の採用については既存の制度の活用に加え、独自の採用制度の検討を行う。

ウ 若手教育職員の採用に当たっては、任期付任用も含め新たな方法の導入を検討する。

3 積立金の処分に関する事項

該当なし。

4 情報の公開と保護

(1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき適切な情報の公開を行う。

(2) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき個人情報の適切な管理を行う。

5 環境対策・安全管理の推進

(1) 環境に配慮した教育研究活動の実施に努める。なお、環境への負荷を低減するため「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく環境物品の購入等の取り組みを実施し、それらを環境報告書として作成の上公表する。

(2) 労働安全衛生法(昭和22年法律第49号)に基づき職場の安全衛生を確保するとともに、実験・実習マニュアルの作成・適用等を通じて学生の安全に配慮した教育研究活動の実施を図る。